

3.6 監査の結果

3.6.1 指摘事項

(1) 京都高技専・福知山高技専の定員充足率

京都高技専および福知山高技専では定員充足率が目標の100%に達していない。充足率が満たされないのは、訓練科目および内容が、職業能力開発が必要な人の訓練受講ニーズに対応していないか、府産業の人材ニーズに対応していない、もしくは訓練科目自体はそれらに対応しているが、高等技術専門校という職業訓練校のあり方自体にミスマッチが生じている、などが考えられる。充足率達成のため、原因追及を継続的に行い、早急に対応策を取る必要がある。

(2) 障害者訓練について

民間との競合がないからこそ、企業ニーズや障害者のニーズを把握し訓練内容に反映するよう努める必要がある。また、施設内訓練と委託訓練の訓練内容や訓練期間が重複していないかを常に見直す必要がある。特に、施設内訓練は京都障害者高技専が、委託訓練は京都高技専が担当しているが、京都障害者高技専の施設内訓練で得た知識やノウハウを委託訓練の計画作成に反映できるよう、十分連携を図るとともに、組織のあり方についても検討する必要がある。

(3) 農業大学校本科生卒業生の就農・就業率

農学科の卒業生に対する新規就農・就業者数割合は、直近5ヵ年で63%である。

特に農学科は、農業の中核的担い手育成のため相応の支出と実践的な教育カリキュラムを組んでいることを踏まえると就農・就業率を高めていけるよう原因究明と改善のための具体的な施策が求められており、その実施結果と効果を検証する仕組みが必要である。

(4) 農業大学校の指導員の短期ローテーション

農業大学校の指導員（京都府職員）はおよそ4～6年で異動する。このように短い勤務期間となるのは、ローテーションによるものであると考えられるが、農業の担い手

を育てる教育・指導のプロ育成の環境を整備する必要がある。

農業大学校において、京都府の農業を担う中核的な農業者を育成するのならば、長期的な視野を持った教育・指導体制を構築しなければならない。

(5) 林業大学校が果たす役割と費用対効果

林業大学校では、即戦力として技術から経営まで、これからの林業をけん引する人材を育成するという重要な役割を担っている。従って、京都府の目標である新規就労者年間 50 人達成に寄与するべく、京都府の林業全体の活性化・農山村の振興政策とともに、林業大学校の本科卒業生がより多く川上へ就職できるような具体的な方策を講じる必要がある。

また、費用対効果を具体的に測定し、これからの目標の裏付けとすることが必要であると考える。

3.6.2 意見

(1) 陶工高技専のあり方

陶工高技専は、年間に 1 億円強の支出があるが、他府県からの入校者の割合が多く、また他府県への就職者の割合が高い。京都府が直接運営する意義は、やはり京都の伝統産業である「京焼・清水焼」の後継者の養成である。京都府で活躍する人材を育成し定着させる方策を早急に検討し、地域産業の活性化に貢献しなければならない。

万一、それができないのであれば、陶工以外のよりニーズの高い分野の職業訓練に内容を見直す必要があるのではないかと考える。

4 授業料等について

4.1 授業料（収納状況等）

授業料は各人材育成機関の根拠条例又は京都府立学校授業料等徴収条例で規定されている。従前はどの人材育成機関も授業料の徴収はなく無償で受講できたが、看護学校は平成 17 年度から、農業大学校は平成 21 年度から、京都高技専、陶工高技専、福知山高技専は平成 22 年度から、林業大学校では設立された平成 24 年度から順次授業料を徴収するようになった。ただし、授業料の徴収は、研修科の一部のコースを除き原則として、普通課程に限られており、短期課程においては現在も授業料の徴収はない。また、各人材育成機関で実施されている在職者訓練及び求職者訓練についてもテキスト代等の実費徴収を除き受講料の徴収はない。

各人材育成機関の授業料はすべて一律年間 118,800 円で府立高校の授業料（京都府立学校授業料等徴収条例）と同額となっており、授業料の他に入校を志願する者は受験のための手数料として入校選考料（入校考査料）2,200 円、入校にあたっては入学金に相当する入校料（入学料）5,650 円が徴収される。

各人材育成機関における授業料は、各納付期間の授業開始から 15 日以内に収納することになっているが、各人材育成機関とも期限後の収納が散見される。ただし、納付期間をまたがった未収は過去発生していない。

各人材育成機関の授業料の状況をまとめると以下のようになる。

【図表 4.1】

	京都高技専	陶工高技専	福知山高技専	農業大学校	林業大学校	看護学校
収納開始	平成 22 年度から			平成 21 年度から	平成 24 年度(設立)から	平成 17 年度から
金額	年額 118,800 円					
収納期限	年間を 3 期に区分し年 3 回の収納。各期の授業開始から 15 日以内が収納期限。			年間を 2 期に区分して年 2 回の収納。各期の授業開始から 15 日以内が収納期限。		

収納 方法	振込のみ	振込及び現 金収納
----------	------	--------------

京都障害者高技専は職業能力開発促進法第23条第1項第3号に規定する条例で定める職業訓練として無料で、授業料の収納はない。

現在、看護学校では近隣に金融機関がないという事情から現金による収納も認められており大半が事務局での現金収納となっているが、その他の人材育成機関では、すべて収納は振込によって行われている。これは、現金収納を無くすことにより現金の紛失・盗難のリスクがなくなり、また、現金収納に伴う事務作業が不要となり事務の省力化が図れるという二つの観点からの措置であると考えられる。このような措置は、インターネットにおける振込・決済、コンビニエンスストアでの振込やクレジットカードによる決済が日常化している今日においては多くの団体や機関で取り入れられてきているところである。

看護学校についても、上記二つの観点、すなわち紛失・盗難のリスクを無くすことと事務の省力化が重要であることは言うまでもないことであり、インターネット等により振込環境が変化していることを考慮すると、現金収納を極力減らし振込のみの対応を検討すべき時期に来ているといえる。

4.1.2 授業料の適正額について

授業料は授業を受ける者がその便益を受けた対価として支払うものであり、その金額については社会情勢、授業開講の経緯や目的、受講者側の事情、他校における同種授業の授業料等の要因を総合的に勘案して決定すべきである。例えば、京都障害者高技専においては、授業料は無償となっているが、これは社会的弱者である障害者の社会進出、自立の促進のための最低限のセーフティネットとして考えるべきであろう。一方、義務教育を修了した健常者を対象として行われる訓練や授業は受講者側の事情は様々であるにしろ、進路の決定は本人の選択の自由が大前提であるのだから、一定の便益を受けている以上、府立であるからといって安易に無償化することは避けなければならない。むしろ、京都高技専をはじめとする府立の訓練教育機関における授業

は質量ともに非常に充実していることを考えると相応の授業料の徴収があつてしかるべきである。

ところで、京都高技専、陶工高技専、福知山高技専、農業大学校、林業大学校、看護学校はいずれも原則として無償化前の府立高校と同額の年間授業料 118,800 円を徴収しているが、本当に授業料がこの水準でよいのか、また、すべての人材育成機関で一律であるべきなのだろうか。

授業料がいかにあるべきかを議論するときには当該訓練教育機関の訓練・教育の目的が一つの論点となるが、監査対象となった府立の人材育成機関をその視点で分類すると大きく二つに分けられる。すなわち、一定の産業の育成や特定業務への従事者不足の観点から当該産業又は業務へ従事する人材を輩出することを目的とした訓練校と失業者・不就労者に何らかの技能を身につけさせて社会へ送り出すことを目的とした訓練校とに分けることができる。この分類にもとづくと、前者は陶工高技専、農業大学校、林業大学校、看護学校であり、後者は京都高技専、福知山高技専、京都障害者高技専となるであろう。陶工高技専は京都の伝統産業である京焼・清水焼を守るため、農業大学校は府内の農業振興のため、林業大学校は府内の森林環境の保全と林業の活性化のため、看護学校は府北部地域の看護師不足を解消するためといった主たる目的を持っている。これらの人材育成機関は目的に沿った人材を輩出するとともにそれらの人材を当該産業や業務に従事させ定着させる必要がある。一方、学生はそれらの産業や業務を無数にある業種や業務の中から選択してその知識や技術を身につけるべく入校してくるが、府の政策目的に必ずしも合致しない場合もある。例えば、看護学校で看護師の知識を習得し、実習により実践的技術を身につけたとしても府の北部地域で就業するとは限らない。その場合、学生にとっては自己の選択により充実した教育訓練環境の下でスキルを身につけ自身の希望進路に沿った就業を果たすが、一方で府にとっては徒に教育訓練コストがかかるだけで政策目的が達成されない。それでもなお、授業料を府立高校と同程度としておくことは、高度な医療教育という便益のみを受けて府の北部地域に就業しない、いわゆる目的に合致しない学生にとって極めて優遇された措置であり、この一律的対応はあまりにも簡便的であると言わざるを得ない。

一定の産業又は業務に従事する人材を輩出することを目的とした人材育成機関であ

る農業大学校、林業大学校及び看護学校は、立地条件や優秀な学生確保の必要性に配慮しながら、それぞれの人材育成機関の授業の質、時間数、人件費等のコストを勘案してそれ相応の金額を徴収すべきである。

陶工高技専は「3.2.3 陶工高等技術専門校」で記載の通り、職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校であるが、現状は陶芸の技術を習得するために存在しているという面が強い。また、その特徴として、府外からの入校者の割合が高く、かつ、府外への就職者の割合が高い。京都府の運営する訓練校である以上、府内に就業しない人材を府立高校と同水準の年間授業料で訓練することは、府民の理解は得られないと考える。その意味で、京焼・清水焼等の地域産業の就業環境などを考慮したうえで、京都府の伝統産業に就業しない訓練生には相応の負担をしてもらう授業料のあり方を検討すべきと考える。

4.2 修学資金の貸与制度の概要

修学資金の貸与制度は、農業大学校、林業大学校及び看護学校において整備されているが、高等技術専門校条例により設置されている訓練校すなわち、京都高技専、陶工高技専、福知山高技専、京都障害者高技専においては整備されていない。修学資金の貸与については、各校の修学資金の貸与に関する条例及び条例施行規則に規定されている。各校の貸与制度の状況は以下のとおりである。

【図表 4.2.1】

	農業大学校	林業大学校	看護学校
根拠条	京都府立農業大学校修学資金の貸与に関する条例、京都府立農業大学校修学資金の貸与に関する条例施行規則	京都府立林業大学校修学資金の貸与に関する条例、京都府立林業大学校修学資金の貸与に関する条例施行規則	京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例、京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則
趣旨	府内における農業の担い手の充足に資するため、農業大学校に在学する者で将来府内にお	府内における林業の担い手の確保並びに森林の利用及び保全に関する活動を担う人材の	府の北部地域における看護師の充足に資するため、看護学校に在学する者で将来同地域に

	いて農業に従事しようとするものに対し、授業料及び入学料の負担の軽減を図るため	育成に資するため、林業大学校に在学する者で将来府内において林業又は森林の利用及び保全に関する活動に係る業務に従事しようとするものに対し、授業料及び入学料の負担の軽減を図るため	において看護師の業務に従事しようとするものに対し、授業料及び入学料の負担の軽減を図るため
貸与条件	卒業後、府内において以下の方法により専ら農業に従事しようとする意思を有すると認められる場合 自らが農業経営を営む 自家の農業経営に従事する 農業法人の構成員となる 農業法人に就職する その他農業大学校の校長が適当と認める方法	卒業後、府内において以下の方法により専ら林業等に従事しようとする意思を有すると認められる場合 森林組合又は森林組合連合会に就職する 次のアからオまでに掲げる事業を営む法人又は個人事業者に就職する ア) 造林業イ) 育林業ウ) 素材生産業エ) 木材製造業オ) 木材卸売業 森林の利用及び保全に関する活動を行う特定非営利活動法人に就職する その他林業大学校の校長が適当と認める方法	看護学校を卒業した日から1年を経過する日までに看護師の免許を受け、直ちに、府の北部地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝野町及び伊根町）に所在する対象施設（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、訪問看護事業所、保健所、母子健康センター等その他看護職が法令に基づき必要とされる施設（老人ホーム等））において看護師の業務に従事しようとする意思を有すると認められる場合
貸与額	授業料又は入学料に相当する額	同左	同左

利 息	無利息	同左	同左
申 請	連帯保証人2名を立てて、別に定める様式による申請書に農業大学校を卒業後、府内において専ら農業に従事しようとする意思を明らかにした計画書及び別に定める様式による請求書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、法定代理人の同意書を添えなければならない。	連帯保証人2名を立てて、別に定める様式による申請書に農業大学校を卒業後、府内において専ら林業又は森林の利用及び保全に関する活動に係る業務に従事しようとする意思を明らかにした計画書及び別に定める様式による請求書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、法定代理人の同意書を添えなければならない。	連帯保証人2名を立てて、別に定める様式による申請書に別に定める様式による請求書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、法定代理人の同意書を添えなければならない。
決 定	知事は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、修学資金の貸与を決定し、その旨を当該申請者に通知する。	同左	同左
返 還 免 除	免除する場合 卒業した日後の最初の4月1日から5年（疾病、負傷その他やむを得ない事由により農業に従事できなかった期間がある場合は、5年に規則で定める年数を加えた年数）を経過する日	免除する場合 卒業した日後の最初の4月1日から疾病、負傷その他やむを得ない事由により専ら林業に従事できなかった期間を除き、府内において引き続き5年間専ら林業等に従事したとき。	免除する場合 卒業後の年度に実施される看護師国家試験に合格し、直ちに免許を取得すること。 免許取得後、直ちに京都府北部地域内の対象施設に就業し、疾病、負傷その他やむを得ない事

	<p>までの間（以下、対象期間）、府内において専ら農業に従事したとき。</p> <p>前述の専ら農業に従事した期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため農業を継続することができなくなったとき。</p>	<p>前述の林業等に従事した期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。</p>	<p>由により業務に従事できなかった期間を除き引き続き 5 年間業務に従事したとき。</p> <p>前述の業務に従事した期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。</p>
	<p>免除できる場合</p> <p>死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することができなくなったとき。</p> <p>知事が特別の事由があると認めるとき。</p>	同左	同左
返還猶予	<p>返還免除の要件を充足する過程にあるとき。</p> <p>農業大学校を卒業するまでに、高度な技術の習得を目的とした研修を受講する計画を作成し、その計画について知事の承認を受けた者が当該計画に基づき農業大学校を卒業した後高度技術研修を受講しているとき。</p> <p>前項に該当する者が、高度技術研修を修了した日後の最初の 4 月 1 日を初年日として返還免</p>	同左	<p>同左</p> <p>看護学校を卒業後、更に保健師課程又は助産師課程の養成施設において修学しているとき。</p> <p>前項に該当する者が、養成施設を卒業した日から 1 年を経過する日までに保健師若しくは助産師の免許を受け、又は養成施設を退学し直ちに免除要件に合致する施設で看護師、保健師又は助産師の業務に従事しているとき。</p>

	<p>除の規定を適用した場合に、返還免除の要件を充足する過程にあることとなるとき。</p> <p>知事は修学生が疾病、負傷その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な状況にあると認めるときは、その状況が継続している期間、修学資金の返還を猶予することができる。</p> <p>返還の猶予を受けようとする者は、返還の猶予事由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>	<p>知事は修学生が災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な状況にあると認めるときは、その状況が継続している期間、修学資金の返還を猶予することができる。</p> <p>同左</p>
取 消 及 び 貸 与 の 停 止	<p>《取消》</p> <p>退学、辞退、死亡、その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき</p> <p>《停止》</p> <p>休学し、又は停学の処分を受けたときは、貸与を停止する</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
返 還	<p>貸与決定を取消されたとき</p> <p>府内で一の年度につき 150 日以上専ら農業に従事しなかったとき</p>	<p>貸与決定を取消されたとき</p> <p>専ら林業等に従事しなかったとき</p> <p>府内において専ら林業に従事</p>	<p>貸与決定を取消されたとき</p> <p>卒業の年度に実施される看護師国家試験に不合格</p> <p>看護師国家試験合格後直ちに</p>

	農業大学校を卒業した日後 8 年を経過する日までの間を超えることになったとき	しなかったとき	看護師免許を取得しなかった 免許取得後直ちに京都府北部地域の対象施設に就業しなかった 就業後、返還免除に必要な期間を経ないで看護職に従事しなくなった 返還事由が発生した日から起算して 1 か月以内一括返還する
--	--	---------	---

4.2.2 貸与修学資金の返還猶予者への取扱いについて

看護学校では平成 17 年度より授業料の徴収が開始されると同時に修学資金の貸与制度も整備運用されている。修学資金の貸与制度では一定の要件を充たせば全額返還免除となるが、その一つの要件として「卒業後 5 年間府の北部地域において看護師としての業務に従事する」というものがある。修学資金の貸与制度を利用したものが卒業後 5 年間府の北部地域において看護師としての業務に従事しているかどうかは、本人が就業先の確認を代表者名で押印とともに書面でもらい、その書面を看護学校に毎年 1 回提出することになっている。この措置は条例施行規則第 9 条第 3 項の規定「修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、・・・その事実を証する書類の提出をもって修学資金の返還の猶予の申請があったものとみなす」に基づくものである。

今回の監査で平成 23 年 3 月卒業生 1 名について、平成 24 年 4 月に本人から府北部以外の病院へ就職した旨の報告を受けており、返還しなければならない事由が生じていたにもかかわらず、貸与修学資金が返還されていない事案があった。

この事案について、看護学校では該当者からの書面による申請を要請したものの、書面が未だ届いていないことから修学資金の返還手続きに入っていないとのことであった。しかし、そもそも 1 年毎に提出すべき就業を証明する書類が提出されていない

時点で、返還手続きに入っても問題ないところ、本人からも北部地域以外の病院へ就職した旨の報告があったのであるから、書面による申請を待つべくもなく、速やかに返還手続きに入るべきなのである。しかも、本人の口頭報告からすでに1年以上も経過してなお、返還手続きに入っていないのはあまりにも特定の者に対する便宜を図りすぎているとの感が否めない。修学資金は府の政策目的を達成するために公的資金を貸与されたものであり、原則として返還しなければならないものであるから、返還猶予の条件が充たされなくなった時点で、速やかに返還手続きに入らなければ、通常の手続きに則って返還している者との公平性が保たれなくなる。

また、平成21年3月卒業生1名については、平成23年度の業務従事届の確認ができていなかった。これらの事案についてはその顛末を調査中であるが、修学資金はあくまでも公的資金を貸与されたもので、一定の要件を充たせば返還免除となる性質のものであるから、その要件の確認は公正厳格にされなければならない。今回の件は、平成23年度の業務従事に関する書類であるので、すでに1年以上経過しておりその対応に甘さがあると言わざるを得ない。

確認手続きは疎かにせず、確認できない場合は直ちに確認すべくできる限りの対応をとり、それでもなお、確認できない場合は速やかに返還手続きに入るべきである。

4.2.3 貸与修学資金の返還免除要件の適切性について

林業大学校では返還免除要件として条例施行規則に造林業、育林業、素材生産業、木材製造業、木材卸売業への就業が規定されている。しかし、林業大学校の設立目的に照らして木材卸売業への就業が免除要件となるのが適当なのかどうかは検討の余地があると考ええる。

林業大学校では森林・林業の世界は川上から川下までを一つのものと考えている。川上から川下までとはすなわち、川上〈山〉＝生産、川中〈木材産業〉＝加工・流通、川下〈建築産業等〉＝利用のことであり、木材が川上から川下までスムーズに流れて初めて林業は産業として成り立ち、発展するので当然川中の木材卸売についても林業大学校が育成すべき人材と考えている。

確かに、林業は川上から川下まで一貫の産業としてとして捉えなければ成り立たな

いから、その意味で広く林業の担い手として木材卸売業を含めて捉えるべきであると意見もあるかもしれない。しかし、林業大学校で実施されている授業内容は明らかに造林業、育林業や森林の利用及び保全を担う人材の育成のために組まれたものである。例えば、高価な木材伐採用の専用機械の操作方法の実習や実際に森林で行う伐採作業などは、相当なコストがかかっているが、木材卸売業に従事してこれらの操作や作業をすることはまずないと思われる。もちろん、これらの知識や経験が木材卸売業にとって全く無意味であるといっているのではなく、少なからず役に立つであろうし、木材卸売業の担い手も林業の一環として必要であることもわかる。しかし、木材卸売業の担い手は林業大学校で2年の年月と多大なコストをかけてわざわざ育成しなければならない人材ではなく、様々な施策によって確保しなければならない人材というべきである。修学資金の返還免除の要件としては、卒業生にとって役に立つかどうかという視点ではなく、また、ただ単に確保すべき人材だからということではなく、その担い手確保のために真に林業大学校の授業や実習が不可欠である人材のために考えるべきである。そうしないと、府にとっては質量ともに充実した授業や実習のための予算が、その知識や技術を直接的効果的に活用できない人材のために使われることになり、便益とコストのミスマッチが生じることになる。木材卸売業でも林業経営や機械等の技術を要する産地の素材市場から街中の木材問屋まで幅広い。したがって、返還免除要件としての業種は木材卸売業全般に対して適用するのではなく、川上産業に限定した上で、林業大学校での授業や実習の内容が実践で直接生かされるかどうか就職先の実態を十分把握したうえで判断すべきと思料する。

4.3 授業料の減免制度

減免制度は、すべての人材育成機関において整備されており、学資困難その他特別の事情があると認められた者に対し、授業料を分割して納付させ、又は減免することができるようにされている。授業料の減免については、各人材育成機関の根拠条例又は京都府立学校授業料等徴収条例に規定されており、具体的な対象者については各人材育成機関の根拠条例施行規則により定められている。ただし、看護学校については具体的に明記した条例施行規則等はない。

具体的な対象者は、授業料を主として負担する者が生活保護法に基づく生活扶助を受けている者、学費負担者が所得税非課税世帯に属する者、学費負担者が市町村民税非課税世帯に属する者であるが、高等技術専門校については、さらに身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳及び「療育手帳制度について」に基づく療育手帳を所持する者、雇用保険法第36条第1項に規定する技能習得手当の支給を受ける者、雇用対策法第18条に規定する職業転換給付金のうち同条第2号に掲げる給付金の支給を受ける者も対象となっている。

また、いずれの場合にも具体的な対象者以外に知事が特に必要があると認める者に対して減免できるようになっている。

各人材育成機関における減免対象者及び減免に関する根拠条例等の概要は以下のとおりである。

京都府立高等技術専門校条例、京都府立農業大学校条例、京都府立林業大学校条例
知事は、学資困難その他特別の事情があると認めた者に対し、授業料を分割して納付させ、又は減免することができる。

①農業大学校条例施行規則、林業大学校条例施行規則

- ・ 授業料を主として負担する者（以下「学費負担者」という。）が生活保護法に基づく生活扶助を受けている者
- ・ 学費負担者が所得税非課税世帯に属する者
- ・ 学費負担者が市町村民税非課税世帯に属する者

- ・知事が特に必要があると認める者

②高等技術専門校条例施行規則

①の要件に加えて

- ・身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳及び「療育手帳制度について」に基づく療育手帳を所持する者
- ・雇用保険法第 36 条第 1 項に規定する技能習得手当の支給を受ける者
- ・雇用対策法第 18 条に規定する職業転換給付金のうち同条第 2 号に掲げる給付金の支給を受ける者

③京都府授業料等徴収条例

看護学校の校長は、看護師養成上の必要があると認めるときは、学資困難その他特別の事情があると認めた者に対し、看護学校の授業料を分割して納付させ、又は知事の承認を得て減免することができる。

4.3.2 授業料の減免手続の錯誤について

福知山高技専では平成 22 年度から授業料の徴収を開始すると同時に授業料の減免制度も実施されているが、入校料 5,650 円については本来であれば減免の対象にならないにもかかわらず、平成 24 年度入校生 10 名分の入校料計 56,500 円が減免対象として手続され、その錯誤が訂正されることなく調定されていた。なお、この錯誤については既に修正済みである。

この錯誤の問題を検討する前に、授業料の減免制度が実施された当初 2 年間の平成 22 年度、平成 23 年度と平成 24 年度以降では若干その適用が変更になっていることに触れておかなければならない。授業料が無償から有償になるに当たって、暫定措置として、平成 22 年度及び平成 23 年度入校者については、入校前 1 年間引き続き京都府内に住所を有する者は、その所得水準に関わらず入校料及び授業料を一切免除することとされていたのである。平成 24 年度は暫定措置がなくなり、いわゆる低所得者等への減免措置に一本化された最初の年だったのである。

ここで問題なのは、減免対象でない入校料まで減免されたこともさることながら、

関係部署による承認、チェックの過程をいくつも経ているにも関わらず、その錯誤が訂正されずに最終的に調定されるに至ったことである。しかも、減免の対象及び対象者が変更となる年であるから、特に重点的にチェックすべき事項であったにもかかわらず、錯誤のまま調定されている。今一度、チェック体制を実効性のあるものとするべきであるが、一方で、管理やチェックをただやみくもに強化するだけではコストと時間がいくらあっても足りなくなるという問題が生じてしまう。業務にかかる費用対効果を十分に検討し、特に、重要性の高い事項、制度の変更や間違いやすいと思われる事項については、重点的にチェックできる体制の構築が望まれる。

4.3.3 授業料の減免制度と修学資金の貸与制度のあり方について

修学資金の貸与制度は、府の政策目的に合致した者に対して返還免除の適用を通して事実上、授業料の無償化を図る制度である。府の政策目的に合理性がある限り、入校者にインセンティブを働かせて政策目的を達成し、結果的に低所得者にも配慮された優れた制度である。

これに対して、授業料の減免制度は低所得者等の社会的弱者に対する救済措置であり、インセンティブの要素はなく、低所得者等に対して一律適用すべきものとする。

これらの制度の趣旨を勘案すると、修学資金の貸与制度は一定の産業又は業務に従事する人材を輩出することを目的とした人材育成機関、すなわち、陶工高技専、農業大学校、林業大学校及び看護学校で適用して、インセンティブを働かせることにより政策目的を達成することが期待される。そして、結果として低所得者への配慮がなされているのだから、授業料の減免制度により二重に低所得者への配慮をする必要はない。むしろ、一定の産業又は業務に従事する人材を輩出することを目的とした人材育成機関には、目的に合致した者が入校すべきであり、その目的に合致しない可能性は極力排除しなければならない。したがって、授業料の減免制度は失業者・不就労者に何らかの技能を身につけさせて社会へ送り出すことを目的とした訓練校、すなわち、京都高技専、福知山高技専、京都障害者高技専にのみ適用し社会的弱者を救済すべきである。

一方で、修学資金の貸与制度では、資金貸与時に資力のある者 2 人の保証が必要と

なっていることから、事実上低所得者のチャレンジを制限しているとの見方もある。また、当初はその目的に沿って就業を希望していたとしても、やむを得ない事情によりそれがかなわない場合には返還しなければならない状況も起こりうる。だから、低所得者も含めて広く人材を募集するためには、減免制度が必要であると主張されることもある。これらの主張にも一理あるが、だからと言って減免制度を一律に適用すれば低所得者だけは政策目的に合致しなかったとしても高度な教育・訓練を受けることができ公平性が保たれないと考えられる。このため、低所得者のチャレンジを制限せず、また、やむを得ない状況に対処できるよう授業料の減免制度と修学資金の貸与制度のあり方を検討する必要がある。

4.4 監査の結果

4.4.1 指摘事項

(1) 授業料の収納方法について

現在、看護学校を除くすべての人材育成機関では、授業料の収納方法は振込のみになっている。これは、現金収納を無くすことにより現金の紛失・盗難のリスクがなくなり、また、現金収納に伴う事務作業が不要となり事務の省力化が図れるという二つの観点からの措置であると考えられる。

看護学校でも、近隣に金融機関が少ないという事情があるとしても、上記二つの観点及びインターネット等により振込環境が変化していることを考慮すると、現金収納を極力減らし振込のみの対応を検討すべき時期に来ているといえる。

(2) 授業料の適正額について

一定の産業の育成や特定の業務に従事する人材を養成し輩出するという目的をもって設立された農業大学校、林業大学校及び看護学校については、卒業生の進路がその目的にそぐわない場合には、府にとっては徒に教育訓練コストがかかるだけで政策目的が達成されないことになる。したがって、これらの人材育成機関については原則として相応の授業料を徴収すべきであり、政策目的に合致した場合に貸与修学資金の返還免除等の措置で優遇すべきであると考ええる。

そして適正な金額を検討する際には、立地条件や優秀な学生確保の必要性などに配慮しながら、時間数、人件費をはじめとするコストを勘案して算出していくべきである。

(3) 貸与修学資金の返還猶予者への取扱いについて

看護学校では、今回の監査で平成 23 年 3 月卒業生 1 名について、平成 24 年 4 月に本人から府北部以外の病院へ就職した旨の報告を受けており、返還しなければならない事由が生じていたにもかかわらず、貸与修学資金が返還されていない事案があった。また、平成 21 年 3 月卒業生 1 名については、平成 23 年度の業務従事届の確認ができていなかった。

これらの事案についてはその顛末を調査中であるが、修学資金はあくまでも公的資金を貸与されたものであるから、返還免除要件の確認は公正厳格にされなければならない。両事案とも本人の報告あるいは必要書類を提出すべき日からすでに1年以上も経過しており、その対応に甘さがあると言わざるを得ない。

確認手続きは疎かにせず、確認できない場合は直ちに確認すべくできる限りの対応をとり、それでもなお、確認できない場合は速やかに返還手続きに入るべきである。

(4) 貸与修学資金の返還免除要件の適切性について

林業大学校では返還免除要件として条例施行規則に木材卸売業への就業が規定されている。しかし、木材卸売業の担い手は林業大学校で2年の年月と多大なコストをかけてわざわざ育成しなければならない人材ではなく、様々な施策によって確保しなければならない人材というべきである。その意味で、業種要件の適用に当たっては、林業大学校での授業や実習の内容が実践で直接生かされるかどうか就職先の実態を十分把握したうえで判断すべきであり、幅広く木材卸売業への就業を返還免除対象にするのではなく川上産業に属すると考えられる産地等の素材・原木卸売業に限定した取扱いにする必要がある。

(5) 授業料の減免手続の錯誤について

福知山高技専では既に修正済みではあるが、授業料の減免手続の錯誤があった。その内容は、入校料5,650円については本来であれば減免の対象にならないにもかかわらず、平成24年度入校生10名分の入校料計56,500円が減免対象として手続され、その錯誤が訂正されることなく調定されたものである。ここで問題なのは、減免対象でない入校料まで減免されたこともさることながら、関係部署による承認、チェックの過程をいくつも経ているにも関わらず、その錯誤が訂正されずに最終的に調定されるに至ったことである。しかも、減免の対象及び対象者が変更となる年であるから、特に重点的にチェックすべき事項であったにもかかわらず、錯誤のまま調定されていた。業務にかかる費用対効果を十分に検討し、特に、重要性の高い事項、制度の変更や間違いやすいと思われる事項については、重点的にチェックできる体制を構築すべきで

ある。

4.4.2 意見

(1) 授業料のあり方について

陶工高技専は職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校であるが、現状は陶芸の技術を習得するために存在しているという面が強い。また、その特徴として、府外からの入校者の割合が高く、かつ、府外への就職者の割合が高い。京都府の運営する訓練校である以上、府内に就業しない人材を府立高校と同水準の年間授業料で訓練することは、府民の理解は得られないと考える。その意味で、京焼・清水焼等の地域産業の就業環境などを考慮したうえで、京都府の伝統産業に就業しない訓練生には相応の負担をしてもらう授業料のあり方を検討すべきと考える。

(2) 授業料の減免制度と修学資金の貸与制度のあり方について

授業料の減免制度は、失業者・不就労者に何らかの技能を身につけさせて社会に送り出すことを目的としている訓練校である京都高技専、福知山高技専、京都障害者高技専にのみ適用することが望ましいと考える。

何故なら、一定の産業又は業務に従事する人材を輩出することを目的とした人材育成機関、すなわち、陶工高技専、農業大学校、林業大学校及び看護学校では、修学資金の貸与制度を適用してインセンティブを働かせることにより政策目的を達成することが期待され、結果として低所得者への配慮がなされているのだから、授業料の減免制度により二重に低所得者への配慮をする必要はないからである。

それでもなお、救済が必要な場合のためには、低所得者のチャレンジを制限せず政策目的の達成を促進するための減免制度と修学資金の貸与制度のあり方を検討する必要がある。

そのためには、まず、現状で修学資金の貸与制度がない陶工高技専に修学資金の貸与制度を設けることが必要であり、陶工高技専、農業大学校、林業大学校及び看護学校では、授業料の減免制度をどのように見直すべきかを検討いただきたい。

5 人件費、訓練・教育内容と訓練・教育体制、就業支援と進路の現状と課題について

5.1 人件費の現状と課題について

5.1.1 高等技術専門校 5 校の校長の集約

(1) 人材育成機関の人件費の現状

京都高技専、京都障害者高技専、城陽障害者高技専、福知山高技専、陶工高技専、農業大学校、林業大学校、看護学校は、その支出の大きな部分を人件費が占めている。人件費の抑制について強い問題意識をもって取り組まなければならない。

(2) 高等技術専門校 5 校の校長の現状

京都高技専、陶工高技専、福知山高技専、京都障害者高技専、城陽障害者高技専、農業大学校、林業大学校、看護学校はそれぞれがひとつの訓練校として認識されているため、それぞれに校長が設置されており、校長が全部で 7 名いる。また、副校長、庶務課（陶工高技専には庶務課は無く、管理部門に庶務担当がいる）も同様に設置されている。

人材育成機関のなかでも特に性格の類似している高等技術専門校 5 校の校長は、3 年程度で異動となる役職であり、特定の校長が長期にわたって任に着いているわけではない。また、各校長はそれぞれの分野（例えば陶工高技専であれば陶芸の分野）の専門家というわけではなく、それまで京都府の職員として様々な部署を数年ごとにジョブローテーションしてきた人材である。

高等技術専門校 5 校の校長、副校長及び庶務課の人員体制は下表の通りである。

【図表 5.1.1-1】 高等技術専門校 5 校の校長、副校長、庶務課の体制

	京都高技専	京都障害者高技専	城陽障害者高技専	福知山高技専	陶工高技専
校長	1	1	1	1	1
副校長	1	-	-	1	1
庶務課 常勤正職員	4	-	1	3	-
庶務課 臨時職員	1	-	-	1	2

※京都障害者高技専の人数は、京都高技専の兼任を除く人数。校長以外は京都高技専との兼任となっている。

※庶務課の人員数については、別項において検討する。なお、陶工高技専には庶務課はなく管理部門の庶務担当の人数を記載している。

なお、高等技術専門校 5 校の内、3 校の校長は次長級、2 校の校長は課長級の人材が就任している。京都府の一般行政職の級別職員数等の状況は下表の通りであり、次長全 106 名のうち 3 名、困難な業務を処理する課長 136 名のうち 2 名が校長を務めていることがわかる。

【図表 5.1.1-2】 京都府の一般行政職の級別職員数等（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	係員	492 人	10.0%
2 級	係員	501 人	10.1%
3 級	主任、係長	949 人	19.2%
4 級	課長補佐	1,699 人	34.4%
5 級	主幹、困難な業務を処理する課長補佐	718 人	14.5%
6 級	課長	313 人	6.3%
7 級	困難な業務を処理する課長	136 人	2.8%
8 級	次長	106 人	2.2%
9 級	部長	25 人	0.5%
10 級	困難な業務を処理する部長	1 人	0.0%
計		4,940 人	100.0%

(3) 高等技術専門校 5 校の設置目的は同じであり、校長は 1 名に集約を検討

それぞれの人材育成機関の設置目的をいま一度振り返ってみる。高等技術専門校 5 校は、京都府立高等技術専門校条例により、職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校（障害者職業能力開発校）として設置されたものであり、その目的は「職業訓練及び地域産業を担う人材育成」にある。なんらかの理由で職を失った離職者を受け入れて職業訓練を提供し、また就職することを支援したり、高校卒業後に就業できなかった者に職業訓練を提供し、就職を支援するなど、セーフティーネットとしての意味合いが強い。

これに対して、農業大学校は「農業の担い手養成」に目的があるし、林業大学校は「森林及び林業に関する知識及び技術を有する人材育成」に目的がある。この 2 校は、将来、京都府の農業や林業を中核的に担ってくれる高度な知識と経験を有する人材育成を目的としており、高等技術専門校 5 校のようなセーフティーネットとしての意味合いは無い。

看護学校は、主に京都府北部の看護師不足を解消するための「看護師の養成」に目的がある。

【図表 5.1.1-3】人材育成機関の設置目的と育成する人材像

	高等技術専門学校 5校	農業大学校	林業大学校	看護学校
目的	職業訓練及び地域産業を担う人材育成	農業の担い手養成	森林及び林業に関する知識及び技術を有する人材育成	看護師の養成
人材像	現場	農業リーダー	林業リーダー	現場

農業大学校、林業大学校、看護学校は、それぞれ設置目的や育成する人材像が異なるため、人材育成機関としての性格も異なる。ゆえにそれぞれに校長が設置されることは合理的である。

実際、農業大学校の校長には農業に通じた学識経験者が就任しているし、林業大学校の校長には林業に通じた学識経験者が就任している。また、看護学校の校長には医師が就いている。このように、各校の特徴を反映した人選となっている。

他方、高等技術専門学校5校は、目的や人材像が共通であるため、極端に言えば、これら5校を1つの校としてしまい、京都高技専部分を本校、その他4校を分校というかたちに再編することも十分可能である。それにも関わらず、各別に5人の校長が置かれており、管理部門である庶務課は京都高技専と福知山高技専に設置されている。

高等技術専門校の運営の効率化の観点から、校長を5名から1名に削減し、庶務課は共通部分を京都高技専に集約することは、検討に値する。(庶務課については次項で検討)

(4) 高等技術専門学校5校の校長を1名にするものの許容性とメリット

校長を1名にすると校長業務が滞るようにも思われるので、校長の業務を副校長の業務と比較しながら確認すると、京都高技専、福知山高技専、陶工高技専には副校長

がいるが（京都障害者高技専、城陽障害者高技専については、京都高技専の副校長が兼務）、副校長は私立学校でいうところのいわゆる事務長に相当するものであり、教頭とは異なる。校長は学校の代表であるとともに特に訓練面での業務や対外活動を中心としているのに対し、副校長は特に管理面での業務を中心としている。

校長と副校長の業務は概ね下表のように整理できる。

【図表 5.1.1-4】 校長と副校長の業務分担

	校長	副校長
位置づけ	学校の代表 主に訓練に関すること	管理業務 (いわゆる事務長に相当)
業務	校の年間訓練計画の策定 訓練生の選考 募集・就職に関する PR 活動	経理事務 契約事務

※各校の実情に応じて、校長と副校長の業務分担はそれぞれ多少の差異がある。

まず初めに、決裁権限の分担について、本庁では「部課長専行規程」により部長決裁、課長決裁等の分担が明確化されている。それに対して、高等技術専門校 5 校ではそのような分担は詳細には決められておらず、全ての決裁が校長決裁となっている。

ここで上記のような校長と副校長の業務分担を考慮すると、訓練に関する権限は校長に残し、経理や契約などの管理業務については副校長の決裁権限として業務分担を行うことを検討すべきである。

「部課長専行規程」によれば、大半の支出行為等は課長決裁となっている。高等技術専門校 5 校の副校長の職務の級を見ると、いずれも課長（職務の級 6 級）もしくは困難な業務を処理する課長（職務の級 7 級）となっており、上記決裁を行うだけの十分な能力を有していると考えられる。副校長をいわゆる事務長として位置づけ、権限を明確化するのである。

このように校長の業務を訓練業務・対外活動、副校長の業務を管理業務と整理したうえで、次に校長の業務について考えたい。

校長が主な業務とする校の年間訓練計画については、基本的には訓練課において策定し訓練課長の承認を得ているものであるし、訓練生の選考についても基本的には訓練課の判断が尊重されるものと考えられる。とすれば、特に校長に求められるのは、入学式等の式典への出席や対外的な PR 活動となる。

入学式等の式典は高等技術専門校 5 校を合同で実施すればよい。

また、PR 活動、すなわち、就職先や就職先業界へ校の代表として行う広報活動については、各校の校長が別々に実施するよりも、むしろ 1 人の校長が長期的に就職先との関係を構築していくことに一定の合理性がある。

例えば、京都高技専の修了者と京都障害者高技専の修了者について、両者の訓練内容は異なるが、就職先は同一になることも十分考えられる。そうであるならば、各校の校長が別々に企業にアプローチするよりも、1 人の校長が企業にアプローチし、例えば IT に強い人材がほしいなら京都高技専から、障害者雇用を考えているならば京都障害者高技専から紹介できるというかたちで、就職先に PR する方が合理的なのではないか。

しかも、高等技術専門校 5 校の校長は 3 年程度の短期間で交代し、なおかつ、その業界に長けた人物でない。具体的には、京都高技専の校長は平成 25 年 4 月 1 日着任で現在 1 年目（前任は 3 年間）、陶工高技専の校長は平成 24 年 4 月 1 日着任で現在 2 年目（前任は 3 年間）、福知山高技専の校長は平成 24 年 4 月 1 日着任で現在 2 年目（前任は 2 年間）、京都障害者高技専の校長は平成 23 年 4 月 1 日着任で現在 3 年目（前任は 1 年間）、城陽障害者高技専の校長は平成 25 年 4 月 1 日着任で現在 1 年目（前任は 3 年間）、というように、それぞれの校長の任期は 1～3 年であり、対外的に校を代表する者といっても実際にはせいぜい 3 年で交代になる持ち回りの役割になりかねない。しかも、各校長の経歴は高等技術専門校 5 校の訓練内容と結びつきが強いわけではない。

もし、校長が各界に通じる校の代表として必要なのであれば、現状のような数年で校長が交代するという持ち回りの役職というやり方を捨てて、それぞれの業界に長けた人材を長期にわたって校長として据えるのも一案である。例えば京都府下において、様々な組合が職業能力開発を行っている。これらの訓練施設から校長を招聘すること

が考えられる。また、企業との窓口を一本化して各校の PR を集約するという観点から、人材派遣会社・人材紹介会社などで人事コンサルタントを行っていた人を校長に据えるのも一案である。

各校に校長を置くことにこだわらず、校長の役割や適任者のありかたについて柔軟に検討願いたい。

なお、高等技術専門校の校長に就く次長級又は困難課長級の人件費は当方の試算によると 1100 万円～1300 万円程度にもなるが、校長の統合により人材育成機関としては年間約 4,800 万円程度のコスト削減が期待できる。京都府全体で次長級（職務の級 8 級）が 106 名、困難課長級（職務の級 7 級）が 136 名しかいないことを考慮すれば、校長 5 名を 1 名に統合し、他の 4 名の校長については京都府における他の重責を担ってもらうことで、より効率的・効果的な府の運営が可能になると考える。

5.1.2 用庁務担当の常勤正職員の見直し

(1) 用庁務業務の分担の見直し

高等技術専門校の常勤正職員のなかには、用庁務を主に担当する者がいる。例えば、校舎内外の清掃・整理、訓練生の給食及び湯茶の補給、文書等の受付及び発送等である。もちろん、その他の業務も担当していると考えられるが、業務分担を見直し、清掃・整理などの業務については非常勤嘱託への交代や、外部委託によるコストダウンを検討すべきである。

5.1.3 京都高技専、福知山高技専、陶工高技専の庶務課統合と人員見直し

(1) 京都高技専、福知山高技専、陶工高技専の庶務課の現状

京都高技専、福知山高技専、陶工高技専それぞれに庶務課又は庶務担当があり、類似業務を行っている。なお、京都障害者高技専及び城陽障害者高技専の庶務課は、京都高技専がその大半を兼務しており、城陽障害者高技専に 1 名専門幹がいるのみである。

京都高技専、福知山高技専、陶工高技専の庶務課（庶務担当含む）の人員体制を整理すると下表のようになる。

【図表 5.1.3-1】 京都高技専、福知山高技専、陶工高技専の庶務課の現状

	京都高技専 (7名)	福知山高技専 (6名)	陶工高技専 (4名)
	校長	校長	校長
	副校長	副校長	副校長
庶務課	庶務課長 A 事業業務総括	課長補佐 F 庶務業務	臨時職員 J 庶務業務
	主査 B 庶務業務	副主査 G 用庁務業務	臨時職員 K 庶務業務
	主査 C 用庁務業務	主任 H 用庁務業務	
	副主査 D 庶務業務	臨時職員 I 庶務業務	
	臨時職員 E 庶務業務		

※陶工高技専には庶務課はないため、管理部門の庶務担当の人員を記載している。

それぞれの校における庶務業務は類似しており、概ね下記のようなものである。

- ・ 広報、ホームページに関すること
- ・ 予算及び決算に関すること
- ・ 契約に関すること
- ・ 支出（報酬・共済費・報償費・旅費）に関すること
- ・ 一時保管金及び現金の出納に関すること
- ・ 職員の給与、研修、福利厚生に関すること
- ・ 収入に関すること
- ・ 行政財産の貸出に関すること
- ・ 物品の出納管理に関すること
- ・ 庁舎維持・修繕に関すること
- ・ 公有財産の管理に関すること

- ・寮の会計に関すること
- ・文書主任に関すること
- ・その他庶務に関すること

(2) 京都高技専、福知山高技専、陶工高技専の庶務課を統合し人員を見直すべき

庶務業務は基本的に京都府として共通のシステム、ルールに準拠して実施している。このため、ある程度の管理業務について京都高技専に機能を集約することが可能と考えられる。もちろん、全ての業務を集約化することはかえって非効率になりかねないため、どの範囲を集約化するかについては慎重な検討が必要であるが、福知山高技専においては課長補佐と臨時職員 1 名の 2 名体制、陶工高技専については臨時職員 1 名体制で十分ではなからうか。

各校の庶務課の人員を合計すると 11 名いるが、これを 7~9 名程度まで削減するよう機能の集約を検討すべきである。

【図表 5.1.3-2】 見直し後の京都高技専、福知山高技専、陶工高技専の庶務課

	京都高技専 (7名)	福知山高技専 (4名)	陶工高技専 (3名)
	校長	校長	校長
	副校長	副校長	副校長
庶務課	庶務課長 A 事業業務総括	課長補佐 F 庶務業務	臨時職員 J 庶務業務
	主査 B 庶務業務	臨時職員 I 庶務業務	
	主査 C 庶務業務		
	副主査 D 庶務業務		
	臨時職員 E 庶務業務		

※陶工高技専には庶務課はないため、管理部門の庶務担当を意味している。

【図表 5.1.3-3】 現行と見直し後の庶務課の人員数

現	京都高技専 (7名)	福知山高技専 (6名)	陶工高技専 (4名)
	↓	↓	↓
後	京都高技専 (7名)	福知山高技専 (4名)	陶工高技専 (3名)

例えば小修繕を行う場合、分校で支出伺いを起案し、各校の副校長（いわゆる事務長）が決裁し、業者に工事発注する。工事完了後は履行確認を副校長が行う。その後、完了届と請求書を本校に送り、支払手続き及び会計処理は本校が行う。という流れにすることで、分校の庶務課（もしくは管理部門の庶務担当）の業務負担を軽減しつつ、効率的な運営が行えるのではなかろうか。

【図表 5.1.3-4】 校長、副校長及び庶務課の業務見直し後の事務の流れ

	本校	分校
支出伺い		○
決裁		○
発注		○
履行確認・納品確認		○
完了届・請求書作成		○
支払手続	○	
会計処理	○	

5.2 訓練・教育内容の観点から見た各科の必要性と課題

5.2.1 訓練・教育内容の観点から見た各科の必要性と課題の考え方

(1) 人材育成機関の生徒 1 人当り人件費の現状

高等技術専門校 5 校の再編の際には、各校が行っている各科ごとに継続する必要があるかどうか、検討されてきたところである。というのも、高等技術専門校 5 校が実施している職業訓練のなかには、一見、民間教育機関や他の公的機関が実施していると思われるものがある。民間教育機関や他の公的機関が既に実施している事業を京都府があえて実施する必要があるか、慎重に吟味しなければならない。

一方、経済性の観点から収入に関しては、競合する民間教育機関や他の公的機関の授業料と京都府の人材育成機関の授業料とを比較して捉える必要がある。なお、人材育成機関の授業料は年間 118,800 円である。これは、京都府立高校の授業料と同等であった（無償化前）。

一方、経済合理性の観点から支出に関して、京都府の私立高校において生徒 1 人当りの平均人件費（教員、職員の本俸の他、手当、法定福利費等を含む）は 790,000 円であるから（今日の私学財政平成 24 年度版）、この金額とのバランスも意識するべきであろう。

(2) 社会ニーズ、民間競合の有無、経済性で各科の必要性を判断すべき

日本全体が少子化となり、大学や短期大学でも定員割れが発生している。高等教育を希望する人には学習機会が数多く提供されている時代である。そのようななかで京都府があえて職業訓練・教育を実施するには相応の必要性が求められる。

では、人材育成機関が行う各科の必要性を判断する際の基準となるものは何か。

第 1 に、「社会ニーズ」である。高等技術専門校 5 校はその主な目的が職業訓練だから、当然社会から必要とされるスキル等を身につけるための訓練でなければならない。よって、訓練内容や身につけたスキルは就職後も活かされる内容であり、なおかつ、高い就職率を確保できなければ、職業訓練を実施する意味がない。

農業大学校や林業大学校は、将来の京都府における農業、林業の中核的な担い手を育成するという政策的な意図がある。よって、教育内容や教育体制、進路もその意図

を実現するようなものでなければならない。

看護学校は特に京都府北部において看護師が不足していることが喫緊の課題として認識されている。よって、看護学校は、京都府北部の看護師不足を解消することに貢献していなければならない。

第2に、「民間競合の有無」である。民間において同種の教育が行われているのであれば、京都府が実施する必要性が低くなる。特に、人材育成機関で定員割れを起こしており、現状の入校者数を上回るだけの供給が民間によって提供されている場合には、京都府自らその事業を実施する必要性がなくなる。

第3に、「経済性」である。京都府の人材育成機関は、授業料は公立高等学校と同等であり、競合する民間機関と比較すると非常に安い水準となっている。他方で、人材育成にコストをかけることについて府民の理解を得るためには、生徒1人当たりにかかるコストが、民間の教育機関や府民感覚と比較してバランスの取れたものでなければならない。

これ以降は、上記の観点から、各校で実施している各科の内容を検討する。

5.2.2 京都高技専のシステム設計科の必要性について

(1) 京都高技専のシステム設計科の現状

京都高技専のシステム設計科において、コンピュータ業界の技術者として必要な技術の習得を目指した人材育成が行われている。プログラミング経験のない者を対象にしており、訓練期間は2年間である。

訓練の内容は、学科は、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、データベース等がある。実習は、C言語、C#、Java、アセンブラ等である。

これについては類似の授業が京都市内の民間において開催されている。例えば、専修学校Aにおいて、全日制で2～4年をかけて、上記のような学科や実習を履修できる。

【図表 5.2.2-1】 京都高技専システム設計科と他の教育機関との比較

	京都高技専 システム設計科	専修学校 A
訓練期間	2 年	2～4 年
費用 (入学金)	5,650 円	210,000 円
(授業料等 (年間))	118,800 円	1,190,000 円 (※1)
定員	20 名	4 月入学 160 名 (※2) 10 月入学 40 名 (※2)
生徒 1 人当り人件費	約 1,088,000 円 (京都府による試算)	—

(出典：民間教育機関のホームページ)

※1 民間の教育機関の授業料等には、授業料の他、設備維持費や実習費、同窓会費を含む。

※2 同じ学系で募集される他の学科の人数と一括された人数である。

なお、システム設計科の入校者と修了者、就職者は下表の通りである。

【図表 5.2.2-2】 京都高技専システム設計科の入校者数等の推移

	H21 年度入校	H22 年度入校	H23 年度入校	合計
入校者数①	20	19	17	56
修了者数②	9	13	12	34
就職者数③	5	13	9	27
うち府内就職④	3	10	5	18
修了率②÷①	45%	68%	71%	61%
就職率 A③÷②	56%	100%	75%	79%
就職率 B③÷①	25%	68%	53%	48%
府内就職率 B④÷①	15%	53%	29%	32%

【図表 5.2.2-3】 京都高技専システム設計科の退校者の推移

	H21 年度入校	H22 年度入校	H23 年度入校	合計
退校者数	11	6	5	22
うち就職した者	3	1	2	6
就職退校率	27%	17%	40%	27%

(2) 京都高技専のシステム設計科はカリキュラムを見直すべき

第 1 に社会ニーズの観点からは 3 つの課題がある。ひとつは、修了者のうち就職できる割合が 79%と他の科に比べて低いことにある。例えばメカトロニクス科であれば修了者の 100%が就職している。せっかく 2 年間も職業訓練を実施してきた結果、その 79%しか就業できないというのは、訓練内容が社会ニーズに合致していないのではないか。

2 つめの課題は、入校者のうち修了まで至る割合が 61%と低くなっている点である。例えば後述する陶工高技専であればこれが 95%である。退校する理由は人によって様々であるが、主な退校理由のひとつは職業訓練を受けると同時に就職活動を行っており、他に就職先が決まったために退校するというものである。就職できることは、高等技術専門校の設置目的そのものであり歓迎すべきである。

しかし、結果的に入校者の半数近くが途中で退校するというのは、そもそも就職にあたってシステム設計科を修了しているかどうかを企業が重要視していないということではないか。また、仮にシステム設計科に通っていることを企業が評価してくれたことで就職に至ったとするならば、訓練期間が 2 年もの長期にわたる必要などなく、システム設計科のカリキュラムを 4 つ程度のカテゴリーに細分化して、後述するポリテクセンター京都のように 6 ヶ月程度の訓練期間とする方が合理的ではないだろうか。

3 つめの課題は、退校者のうち就職を理由とする者が 27%と低調である。つまり、就職を目的としない退校の割合が高いということであり、訓練生の選抜や教育体制にも問題がないか、見直しが必要である。

第 2 に民間競合の観点。訓練内容や訓練期間の点で類似の民間教育機関があるが、システム設計科は実践的な内容の作品をより多く制作し応用力を身につける少人数制

の訓練に重点があるのに対し、民間教育機関では資格取得を目標とした大人数での集合訓練が多いとのことである。

第3に経済性の観点。第1の部分で指摘したこととも関係するが、途中退校率が高いことや就職率が低いことの結果として、入校者数に対する就職者数の割合が（就職による退校者数を含めたとしても）低くなっている。入校者数を増やす、訓練内容を見直すなどの対応が必要なのではなかろうか。

5.2.3 京都高技専のメカトロニクス科の必要性について

(1) 京都高技専のメカトロニクス科の現状

メカトロニクス科では、制御、電気・電子、機械、ロボット製作演習、自由課題研究、修了研究等を行っている。競技大会に出場するロボット制作等を通して、ものづくりを学ぶコースである。訓練期間は2年間である。

これについても類似の授業が京都市内の民間において開催されている。例えば、専修学校Aにおいては、全日制で2～4年をかけて、コンピュータ工学を学ぶことができる。

【図表 5.2.3-1】 京都高技専メカトロニクス科と他の教育機関との比較

	京都高技専 メカトロニクス科	専修学校 A
訓練期間	2年	2～4年
費用 (入学金) (授業料 (年間))	5,650 円 118,800 円	210,000 円 or 195,000 円 1,190,000 円
定員	20名	4月入学 120名 10月入学 30名
生徒1人当り人件費	約 1,088,000 円 (京都府による試算)	—

(出典：民間教育機関のホームページ)

※1 民間の教育機関の授業料等には、授業料の他、設備維持費や実習費、同窓会費を含む。

※2 同じ学系で募集される他の学科の人数と一括された人数である。

なお、メカトロニクス科の入校者と修了者、就職者は下表の通りである。

【図表 5.2.3-2】 京都高技専メカトロニクス科の入校者数等の推移

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	合計
入校者数①	18	20	19	57
修了者数②	12	8	12	32
就職者数③	12	8	12	32
うち府内就職④	9	7	11	27
修了率②÷①	67%	40%	63%	56%
就職率 A③÷②	100%	100%	100%	100%
就職率 B③÷①	67%	40%	63%	56%
府内就職率 B④÷①	50%	35%	58%	47%

【図表 5.2.3-3】 京都高技専メカトロニクス科の退校者の推移

	H21 年度入校	H22 年度入校	H23 年度入校	合計
退校者数	6	12	7	25
うち就職した者	3	11	5	19
就職退校率	50%	92%	71%	76%

(2) 京都高技専のメカトロニクス科はカリキュラムを見直すべき

第 1 に社会ニーズの観点。修了生の就職率が毎年 100%であることから、訓練内容が社会ニーズに応えたものであると推察できる。また、入校者のうち修了まで至る率が 50%台と低い（退校率が高い）ものの、このうち 76%が就職を理由とする退校であるため、就職支援という目的は達成できていると考えられる。ただし、途中退校でも十分就職に至っていることから、2 年という訓練期間が適切かどうか検討が必要である。

第 2 に民間競合の観点。訓練内容や訓練期間の点で類似の民間教育機関はある。しかし、組み込み系のコンピュータ制御については類似しているものの、他方でロボット制作に必要な電気・電子や機械加工技術まで含んだ訓練を電気工事实習や各種

工作機械等を使って実施する民間教育機関等はないため、完全な競合関係にあるわけではない。

第3に経済性の観点。就職による途中退校が多い一方で、毎年定員を超える応募者があることを考慮すれば、訓練期間を短期化しより多くの訓練生を受け入れるなどの施策も検討の余地がある。また、システム設計科は就職に至る訓練生が少ない一方で、応募者数は合格者数を大きく上回っていることから、システム設計科への応募者をメカトロニクス科に誘導することも検討の余地があるのではないかと。

5.2.4 京都高技専の在職者訓練の必要性について

(1) 施設内訓練、在職者訓練、離職者訓練の比較

京都高技専及び福知山高技専の訓練は施設内訓練、在職者訓練、離職者訓練に分けられる。

施設内訓練は、離職者や学卒者を対象とした全日制の職業訓練で、例えば京都高技専のシステム設計科が当てはまる。在職者訓練とは、既に職に就いているが、仕事が終わった後の夜間などに受ける職業訓練である。離職者訓練とは、職を失い、早急に他の職を探している者を対象にした職業訓練である。

施設内訓練、在職者訓練、離職者訓練の特徴をまとめたのが次表である。

【図表 5.2.4-1】 施設内訓練、在職者訓練、離職者訓練の比較

	施設内訓練	在職者訓練	離職者訓練 (国からの委託訓練)
対象	学卒者 離職者	在職者	離職者
目的	職業訓練	中小企業の OJT 補助 転職支援	職業訓練
内容	システム、建築など独特	外国語、表計算ソフト、簿記等	外国語、表計算ソフト、簿記等
運営主体	府	府	民間
実施場所	高技専	高技専	民間施設
財源	府負担：70% 国補助：30%	府負担：100%	府負担：0% 国補助：100%
講師	原則 内部講師。 生徒数が多くて不足する場合は外部講師で補充。	外部講師 多 内部講師 少	すべて外部講師
入学選抜	高技専が試験を実施	希望者多数の場合は抽選	高技専が試験を実施

(2) 京都高技専の在職者訓練の現状

京都高技専の平成 24 年度における在職者訓練の開催状況は次の通りである。
受講者が負担する費用はテキスト代等の実費負担のみである。

【図表 5.2.4-2】 京都高技専の在職者訓練

訓練科目		定員 ①	受講者数 ②	修了者数 ③	定員充足 率②/①	修了率 ③/②
非正規雇 用の方優 先コース	日商簿記 2 級受験対策 (非正規雇用の方優先コース)	20	20	20	100%	100%
	パソコン応用(Word&Excel) (非正規雇用の方優先コース)	20	20	14	100%	70%
IT系	パソコン入門(Word&Excel)	20	20	18	100%	90%
	Excel 関数	20	20	18	100%	90%
	XHTML と CSS 入門 (ホームページ作成)	20	20	13	100%	65%
	Access 基礎 (データベースの構築)	20	20	15	100%	75%
技術系	次世代自動車(ハイブリッド車)の 基礎知識	20	10	8	50%	80%
	機械製図手書き作業入門	10	12	10	120%	83%
	機械 CAD ベーシック	10	10	8	100%	80%
語学系	ビジネス中国語初級	20	20	13	100%	65%
	ビジネス中国語中級	20	20	17	100%	85%
合計 11 コース		200	192	154	96%	80%

(3) 民間と競合する在職者訓練科目については廃止すべき

第1に社会ニーズの観点。在職者訓練の目的は、①経済的・時間的に従業員教育が困難な中小零細企業に勤める従業員に対してスキルアップを図ること、②非正規労働者を正社員化することを目的としている。

確かにこのような社会的ニーズがあることは間違いない。しかし、①中小零細企業に勤める従業員のスキルアップが目的なのであれば、後述するように民間教育機関が十分にその役割を果たしており、京都高技専が実施する必要性に乏しい。

これに対して、②非正規労働者をスキルアップし正社員化させることが目的なのであれば、非正規労働者の所得水準がそれほど高くないことが予想されることから、セーフティーネットとして京都高技専が実施する意義がある。

第2に民間競合の観点。日商簿記やIT系、語学系の授業については、民間において提供されている内容である。例えば日商簿記2級講座であれば株式会社Bが68,000円で提供している。また、パソコン入門（WordやExcelの操作）であれば、例えば同じく株式会社Bが「Office3科目マスター」としてWord、Excel、PowerPointの基本操作の講座を63,000円で提供している。ビジネス中国語でも民間企業が提供している。いずれにしても民間で同等の教育は提供されている。（出典：民間教育機関のホームページ）

しかも株式会社Bは地下鉄烏丸線の四条駅近くに京都校を開校しており、同じく地下鉄烏丸線のくいな橋駅近くにある京都高技専とアクセスはほとんど変わらない。そのうえ、株式会社Bはオンラインでも講座を提供している。つまり、後述する福知山高技専のような地理的障壁により、希望者が民間の教育を受けられない、というような環境ではない。

第3に経済性の観点。訓練生の負担はテキスト代のみであり、講師料等は京都高技専が負担している。

以上のことを総合すると、民間が提供している訓練内容と同等のものを、民間ではありえない採算度外視の価格で提供しているうえ、その対象も既に在職者であり求職者ではない。民業圧迫と言われても仕方のない状態である。そのうえ、京都高技専と地理的に離れていない。

ただし、非正規労働者については、その所得水準等を審査したうえで、在職者訓練の対象とすることはセーフティーネットとしての意義が認められる。

京都高技専が行う在職者訓練については継続の要否を検討すべきである。その際には、現行の在職者訓練では府内在住者等以外には特に応募に制約が設けられていないが、行政が果たすセーフティーネット機能として非正規労働者や経済的弱者に限定するなど、政策目的を明確にするべきである。そして、セーフティーネットとしての機能を逸脱する部分については事業縮小・廃止の方向で検討すべきと考える。

5.2.5 福知山高技専の自動車整備科の必要性について

(1) 福知山高技専の自動車整備科の現状

訓練内容については、学科として、自動車工学、自動車整備、機器の構造及び取扱い、自動車検査、関連法規がある。実習としては、工作作業、測定作業、自動車整備実習、車体整備作業、自動車検査作業がある。訓練期間は2年であり、卒業までに2級自動車整備士の資格取得をめざす。

類似の教育機関として、専修学校 C（京都市下京区）、専修学校 D（京都市南区）、専門学校 E（久御山町）がある。それぞれ2級自動車整備士の資格取得を目指す科を有しており、学習できる内容は類似している。

なお、それぞれの授業料等は、下記の通りである。

【図表 5.2.5】 福知山高技専 自動車整備科と他の教育機関との比較

	福知山高技専 自動車整備科	専修学校 C 自動車整備科	専修学校 D 自動車整備工学科	専門学校 E 自動車整備科
所在地	福知山市	京都市下京区	京都市南区	久御山町
訓練期間	2 年	2 年	2 年	2 年
費用 (入学金)	5,650 円	150,000 円	150,000 円	240,000 円
(授業料 (年 間))	118,800 円	1,050,000 円	1,090,000 円	970,000 円
定員	20 名	80 名	80 名	200 名
生徒 1 人当り 人件費	約 938,000 円 (京都府試算)	—	—	—

(出典：民間教育機関のホームページ)

(2) 福知山高技専の自動車整備科の効率的運営を検討すべき

第 1 に社会ニーズの観点。修了生の就職率が高く、かつ、就職先も自動車整備に関連する企業であることから、訓練内容が社会ニーズに応えたものであると推察できる。また、退校率は高くない。

第 2 に民間競合の観点。訓練内容や訓練期間、2 級自動車整備士の資格が取得できるという点で類似の民間教育機関がある。ただし相違点として、民間の 3 校については京都府南部地域であるのに対して、福知山高技専は京都府北部にある。実際、入校者の多くは京都府北部出身者である。京都府北部の人材に対して 2 級自動車整備士の訓練を実施するという意味で、(訓練内容は他の民間機関と類似であるとしても) 存在意義があると考えられる。

第 3 に経済性の観点。生徒 1 人当り人件費が約 938,000 円であり、これに諸経費や設備費も含めると民間教育機関の授業料等を上回ると考えられる。

もっとも、福知山高技専は定員が 20 名と他の民間教育機関に比べて 4 分の 1 から 10 分の 1 であるため、結果的に生徒 1 人当たりのコストが高くなるのはやむを得ない

面はある。しかし一方で、あまりに福知山高技専の生徒 1 人当たりコストが高くなるようであれば、京都府が授業料を負担する形で入校者を京都市内にある民間教育機関に通わせた方が安く上がることになる。

以上のことを総合すると、地域性を考慮し、当該科を継続することには一定の合理性があるが、運営方法については「生徒 1 人当たりの訓練に要するコスト」と「民間教育機関に通わせるコスト」もしくは「校の運営を民間に一括委託するコスト」とを常に比較し、運営の効率性を毎年検証することが必要である。

5.2.6 福知山高技専の IT・経理科の必要性について

(1) 福知山高技専の IT・経理科の現状

福知山高技専では、IT・経理科において、IT 技術能力や財務管理能力を身につける授業が行われている。学科は「簿記及び会計」と「関連法規」があり、経理事務を行う場合の基本的な技術である商業簿記と工業簿記の知識習得やその関連法規の学習を行っている。また、OA 機器操作、簿記会計実習、事務処理実習なども行われる。訓練期間は 1 年間である。簿記 3 級から 2 級程度の知識と、ワープロソフトや表計算ソフトを使えるようになるのが目標である。

競合として、学校法人 F、株式会社 B など、多数ある。簿記に関してはインターネットによるオンライン学習などのサービスも整備されている。

それぞれの授業料等は、下記の通りである。

【図表 5.2.6-1】福知山高技専 IT・経理科と他の教育機関との比較

	福知山高技専 IT・経理科	株式会社 B 簿記 3 級・2 級ステップ合格本 科生（教室講座）
所在地	福知山市	京都市下京区
訓練期間	1 年	1 年程度
費用（入学金） （授業料（年間））	無償 無償	免除 69,000 円
定員	20 名	なし
生徒 1 人当り人件費	約 938,000 円 （京都府による試算）	—

（出典：民間教育機関のホームページ）

なお、IT・経理科の入校者と修了者、就職者は下表の通りである。

【図表 5.2.6-2】 福知山高技専 IT・経理科の入校者数等の推移

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	合計
入校者数①	19	17	20	56
修了者数②	14	13	16	43
就職者数③	8	13	15	36
就職による中退者数④	2	2	1	5
修了率②÷①	74%	76%	80%	77%
就職率 (③+④) ÷①	53%	88%	80%	73%

(2) 福知山高技専の IT・経理科の効率的運営を検討すべき

第 1 に社会ニーズの観点。就職率は平均すれば 70%を超えており、訓練内容がある程度社会ニーズに応えたものであると推察できる。

第 2 に民間競合の観点。訓練内容や簿記資格が取得できるという点で類似の民間教育機関が多数ある。例えば、学校法人 F は、専修学校としての体制を構築し、同様のサービスを提供している。学校法人 F において「(簿記) 3 級から学ぶ 2 級フルセット」で 68,000 円である。仮にフルタイムで学習させるとして、同じく学校法人 F の OA 経理ビジネスコース (2 年制) の 1 年分の授業料が 1,060,000 円、これに入学金 200,000 円を加算しても 1,260,000 円である。IT・経理科の生徒 1 人当たり人件費 938,000 円と同等の水準である。(出典：民間教育機関のホームページ)

学校法人 F のような民間組織が、既に専修学校という形でサービスを提供しているところ、ことさら京都府が自らこの事業を行う意義に乏しいと考えられる。ただし、学校法人 F や株式会社 B は福知山に校舎がないため、その点が IT・経理科の存在意義とも言えるが、実際にはオンラインによる講座も充実していることから、学習意欲さえあれば自宅で十分学習できる。

第 3 に経済性の観点。簿記資格取得に限定すれば、民間の方が福知山高技専よりも安い授業料で取得することができる。福知山高技専は人件費を負担しつつ IT・経理科を運営しているが、そうするよりも京都府が授業料を負担する形で入校者を民間教育

機関に通わせた方が安く上がるとも考えられる。

以上のことを総合すると、福知山という地域性を考慮し、当該科を継続することには一定の合理性があるが、「生徒1人当たりの訓練に要するコスト」と「民間教育機関に通わせるコスト」もしくは「校の運営を民間に一括委託するコスト」とを常に比較し、運営の効率性を毎年検証することが必要である。

5.2.7 福知山高技専のものづくり基礎科の必要性について

(1) 福知山高技専のものづくり基礎科の現状

ものづくり基礎科は、ニート状態にある人、フリーター等の離転職を繰り返す人を定職に就かせるとの趣旨で設けられた訓練科として設置されている。

1年間の訓練で「機械加工」（溶接、旋盤、フライス盤等による加工）、「建築」（木材の継手、リフォーム等）、「土木」（測量、CAD等）、「ものづくり」の幅広い知識、技術を実習により経験するが、特定の技能を身につけさせることを目的としているわけではない。訓練期間は1年間である。

様々な分野の知識や技術を少しずつ修得する形式であるため、民間の競合は見当たらない。

なお、ものづくり基礎科の入校者と修了者、就職者は下表の通りである。

【図表 5.2.7-1】 福知山高技専 ものづくり基礎科の入校者数等の推移

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	合計
入校者数①	15	13	14	42
修了者数②	11	8	9	28
就職者数③	10	8	9	27
就職による中退者数④	4	4	4	12
修了率②÷①	73%	62%	64%	67%
就職率 (③+④) ÷①	93%	92%	93%	93%

(2) 求人獲得と就職支援の活発化を検討すべき

第1に社会ニーズの観点。修了生の就職率は非常に高く、途中退校者もその多くが

就職に伴う退校である。

ものづくり基礎科がニート状態にある人、フリーター等を定職に就かせることを目的としていることから、その就職先は市役所、ビルメンテナンス会社、工場の工員、食品スーパーなど多様になっている。ただし、その就職のルートを見ると大半が職安による紹介や、自らの就職活動による就職であり、校紹介による就職は僅かである。近年は、ものづくり基礎科の就職実績も一定評価されつつあり、求人件数は増えてきているが、高い就職率を維持できるような取り組みが期待される。

第2に民間競合の観点。訓練内容が分散しているため、民間に同様の教育機関は見当たらない。

第3に経済性の観点。生徒1人当り人件費は、約1,430,000円（京都府による試算）である。当該科の設置目的は達成できているものの、他科に比べて経済合理性の観点からは劣っている。これは、異なった3種類の訓練を行うため、訓練指導員だけでは指導できない訓練があり、講師（非常勤）で対応していることが原因として考えられる。ニート、フリーター等の状態にある者を、今よりも数多く集め、費用対効果の観点から効率的な運営を期待したい。

5.2.8 陶工高技専の設置目的と実態の乖離

(1) 陶工高技専の現状

陶工高技専においては、他の高等技術専門校と同じく「職業訓練及び地域産業を担う人材育成」を目的としている。

陶工高技専は、やきもの成形科（総合コース。訓練期間2年）、やきもの成形科（成形コース。訓練期間1年）、やきもの図案科（訓練期間1年）を設置している。やきもの成形科は、陶器のロクロ成形の基礎と磁器を主とした高度で幅広い知識、技術を習得する総合的な訓練カリキュラムである。また、やきもの図案科は、毛筆の使い方、線の描き方、絵の具の使い方など特に絵付けの基本となる課題に重点を置き、絵付けのスペシャリストを育成している。

授業料は他の高等技術専門校と同じく年間118,800円である。

陶工高技専の平成25年度入校生の出身地は下表の通りである。

【図表 5.2.8-1】 陶工高技専の入校生の出身地の府内比率

	京都府内 (人)	京都府外 (人)	合計 (人)	府内比率	定員
成形	8	12	20	40%	20
総合	3	7	10	30%	10
図案	11	9	20	55%	20
計	22	28	50	44%	50

修了生の就職先（府内・府外）は次の通りである。

【図表 5.2.8-2】 陶工高技専の修了生の就職先の府内比率の推移

	22年 (人)	23年 (人)	24年 (人)	計
府内①	15	18	26	59
府外	18	18	12	48
計②	33	36	38	107
府内比率①/②	45%	50%	68%	55%

入校者のうち修了に至った生徒数は次の通りである。

【図表 5.2.8-3】 陶工高技専の修了割合の推移

	22年 (人)	23年 (人)	24年 (人)	計
入校者数①	50	50	50	150
修了者数②	48	46	48	142
②/①	96%	92%	96%	95%

民間の競合校として、例えば、学校法人 G の陶芸専攻が挙げられる。

【図表 5.2.8-4】

	陶工高技専	学校法人 G
所在地	京都市東山区	京都府南丹市園部町
訓練期間	1～2年	2～4年
費用 (入学金)	5,650円	100,000円
(授業料(年間))	118,800円	1,213,000円
定員	成形 20名 総合 10名 図案 20名 計 50名	陶芸専攻 30名 その他 120名 計 150名
生徒1人当り人件費	1,393,000円	—

(出典：民間教育機関のホームページ)

(2) 設置目的が形骸化しており入校料等を見直すべき

陶工高技専は他の高等技術専門校と比較したときにいくつかの特徴がある。「定員充足率の高さ」「府外からの入校生比率の高さ」「府外への就職比率の高さ」「退校率の低さ」である。

陶工高技専の訓練水準が高いことについては広く知られているとのことで、それが府外からの入校生比率の高さにつながっていると考えられる。また、陶工高技専出身であることが就職に役立つからこそ、退校率が低くなっているとも考えられる。その結果、モチベーションの高い人材が全国から集まっていると考えられる。そして、修了生は出身地の窯元へ就職する例が散見される。

さらに、例えば京都高技専の平成 25 年度の入校者（進級者含む）82 名のうち高卒は 66 名（80%）と大半を占めているのに対し、陶工高技専では入校者（進級者含む）59 名のうち高卒は 17 名（29%）で大卒（短大含む）は 42 名（71%）と大卒の方が割合が多くなっている。

また、入校生の年齢の点でも、京都高技専は 82 名のうち 20 歳未満が 40 名（49%）と半数近くになるのに対し、陶工高技専では 59 名のうち 20 歳未満は 6 名（10%）に過ぎず 25～29 歳が 20 名（34%）と多くなっている。

これらのことから陶工高技専の訓練生の層が他の高等技術専門校と異なっていることがわかる。そもそも高等技術専門校の普通課程は、主に高卒で職業経験のない者に対するセーフティーネットとしての機能が期待されているところ、陶工高技専の訓練生はそのようなターゲットから乖離している。

陶工高技専も過去には、他の高等技術専門校と同じく「職業訓練及び地域産業を担う人材育成」を実現していたのかもしれないが、現時点においてはそのような役割よりもむしろ陶工の技術・文化を継承する全国的な訓練機関という性格に変化しつつあると考える。しかし、陶工高技専は京都府の税金を投入して運営されていることから、京都府の伝統産業の担い手として府内で活躍する人材を育成しなければならず、府内に就業しない受益者は相応の負担をしてもらうよう検討が必要である。

他府県の専修学校や研究所・研修所では、県内と県外（市内と市外）の入校料に差を設けている施設が散見される。まずは、入校料の金額と入校料の仕組みを見直し、府内に就業する可能性の高い人材を優先的に入校させるような方策を検討する必要がある。

5.2.9 農業大学校の流動的な教育体制

(1) 農業大学校の教育体制の現状

農業大学校は、9 名の常勤職員が教壇に立つ。京都府の常勤職員については農業職として入庁した者 6 名と農業改良普及員として入庁した者 3 名であるが、4～6 年でのローテーションで、異動している。なお、平成 25 年 4 月 1 日において、農業職として採用した者は全部で 178 名、農業改良普及員として採用した者は全部で 32 名いる。

これ以外は外部から招聘した外部講師が教壇に立っている。例えば成美大学の教授などである。

(2) 長期的な視点で教育体制を見直すべき

農業大学校は単なる職業訓練機関ではなく、京都府の将来の農業を中核的に担う高度人材を育成するという目的があるのだから、教員体制についても盤石の体制で臨むべきである。

農業大学校に配置される教員は、農業の専門家であり、生産技術等の指導については十分な経験を持つが、教育者として学生に接する経験は不足している。この経験不足を補うためには、普及指導員に教育者としてのスキルもある程度修得させる必要がある。

ところが、農業大学校の教員は4～6年ごとに異動するのが現状であり、継続的な教育活動による教員の質の向上やノウハウの蓄積、卒業生との継続的な関係構築などが難しい状況ではないかと思われる。

教員の質の維持・向上や卒業生とのネットワークづくりのために、教員体制の在り方を再検討願いたい。

5.3. 進路と就職状況について

5.3.1 農業大学校の卒業生の府内就農率

(1) 農業大学校の卒業生の府内就農率の現状

農業大学校の卒業生の進路は下表の通りである。

【図表 5.3.1】 農業大学校の卒業生の進路の推移

(単位：人)	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		合計	
就農（府内）	11	55%	12	60%	8	42%	31	53%
就農（府外）	0	0%	4	20%	3	16%	7	12%
農業関連企業	7	35%	2	10%	5	26%	14	24%
他産業	1	5%	0	0%	2	11%	3	5%
その他	1	5%	2	10%	1	5%	4	6%
合計	20	100%	20	100%	19	100%	59	100%

※就農は、農業生産法人への就職や自家就農を含む。

※農業関連企業は、農協等である。

農業大学校の目的が、京都府の将来の農業を中核的に担う高度な人材育成にあるのだから、農業大学校の卒業生のうち何人が就農し、さらにそのうち何人が中核的な担い手となっているかが、農業大学校の成果を評価する際には重要である。また、いったんは就農したものの、その後、残念ながら農業を離れ農業と関係のない職に就く者もいると考えられる。したがって、卒業時の就農状況だけでなく、時の経過に伴って中核的な担い手に成長している者、逆に農業を離れている者がどれだけいるかという変遷の追跡調査も必要である。

このような追跡調査について、平成 21 年度の農業大学校改革以前は実施していなかったが、それ以降の卒業生（平成 22 年度卒業生）については就農状況の追跡調査を実施している。

【図表 5.3.1-2】農業大学校の卒業生の就農定着状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合計
就農（府内）数	11	12	8	31
就農定着者数 （平成 25 年）	9	11	8	28
定着率	82%	92%	100%	90%

就農定着状況については、3 年間を通じて上表の通り 90%という高い水準を維持できている。しかし、どのような形での就農か、中核的担い手としてかどうか、については調査できていないのが現状である。

(2) 農業大学校（農学科）の卒業生の府内就農率は平均 53%

農業大学校の目的は、「農業の担い手養成」にあり、その人材像は単に農場で農業に勤しむだけではなく、農業経営など高度広範囲な知識と技術を有する人材の育成を想定している。

農業大学校の卒業生の進路を見ると、目的通りに就農（府内）しているのは 3 年通算で 53%であり、就農（府外）と合わせて 64%となっている。直近の平成 24 年度に関しては就農（府内）が 42%である。

農業大学校の目的は、単に「農業の担い手養成」だけでなく、「農業者の知識及び技術の向上」による「農業振興」にもあるのだから、京都府外への就農や農業関連企業への就農も一定の意義はある。これらを含めれば、卒業生の 89%が農業振興に貢献しているといえる。

全国の農業大学校における就農率(道府県内外を問わない)の過去3年平均は約50%とのことであり、これと比較すると京都府の農業大学校の就農率は高いといえる。しかし、府内への就農割合が平均で53%にとどまっており、さらに就農率を高める必要がある。

(3) 府内就農率向上のための就職支援、生徒募集、追跡調査の見直し

費用対効果の現状を踏まえ、早急に原因把握と対策立案・実行を行う必要がある。具体的には、次の事項が課題として挙げられる。

第1に、就職支援の形に問題がないか、再検討を願いたい。

京都府内における農業就業人口は29,478人(2010年世界農林業センサスより)、そのうち70歳以上が16,150人と全体の54.8%になっている。京都府の農業は急速に高齢化が進んでいる。1人でも多く府内就農者を確保しなければならない状況である。しかし、直近の3年間の府内就農率は全国平均の就農率を上回っているとはいえ、53%にとどまっており、就農支援だけでなく、生徒募集・選抜の際の問題はないか、面接等により就農の希望が明確である生徒を選抜できているかどうか、再検討を願いたい。

第2に、農業大学校の募集要項や学校案内を見ても、そこには単に農業の担い手を育成しているだけで、中核的な担い手を育成している機関であるということが分からない。生徒募集時のミスマッチが生じているのではないか。生徒募集のあり方を見直す必要がある。

なお、生徒募集は、各高校、農協、京都府関係機関や市町村に学校案内を送り、農業系の高校や過去の卒業生がいた高校に個別訪問して学校案内等を渡している。その際、7月下旬に開催する農大マルシェ(オープンスクール)の案内も行っている。このような生徒募集の際に、農業大学校の本来の目的と育成する人材像について十分に周知することが必要である。

第3に、卒業生の追跡調査が足りない。農業大学校の目的は、高等技術専門校5校のような単に職業訓練を行い、就職へ導く機関ではなく、農業の中核的担い手の育成をもって、京都府農業の振興を図るものである。よって、卒業生が中核的担い手としてどのように農業振興に貢献しているのかを明らかにしなければならない。単に就農したことをもって目的を達成したとは言えないのである。

その評価を適切に行うためには、就農した人数、その後も継続して就農を続けている人数、就農を続けているなかでも特に中核的担い手となっているかどうか、について明らかにしていくことが重要である。

平成22年度以降、卒業生の追跡調査は毎年実施しているが、調査内容が単に就農しているかどうかであって、中核的担い手としての役割を果たしているかどうかまでは調査できていない。よって農業大学校がどれだけその目的を達成できているのか、詳しい評価が困難な状況である。

農業大学校の取り組みを詳しく評価するために、就農の具体的な状況についても調査することが必要である。また、平成21年度以前の卒業生についても就農状況の把握に努めるべきである。

5.3.2 林業大学校の卒業生の調査について

(1) 林業大学校の卒業生の現状

林業大学校については、平成24年度に開校したため、第1期生の卒業が平成26年3月である。この報告書を執筆している現在、第1期生17名全員の就職先が内定している。

【図表 5.3.2】 林業大学校の卒業生の進路（図表 3.4-4 を再掲）

就職内定状況

内定先 出身地	就職希望者数			内定者数			森林組合等 川上		製材業等 川中・下		公務員等 コーディネータ	
	計	府内	府外	計	府内	府外	府内	府外	府内	府外	府内	府外
京都府内	13	13		13	13		10		2		1	
府外	4	4		4	1	3	1	3				
計	17	17		17	14	3	11	3	2	0	1	0

(2) 今後の卒業生の追跡調査の在り方について

林業大学校の設置目的は、森林及び林業に関する知識及び技術を有する人材の育成にある。また、それにより林業経営基盤を強化し、林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、府民の主体的な参画による森林の利用及び保全に関する活動等を推進することにある。

この目的に照らせば、森林組合だけでなく、林業関連企業への就職も一定の目的を果たしていると考えられる。ただし、京都府内での就職が必要である。

また、林業大学校はまだ卒業生がいない段階であるが、将来、卒業生について追跡調査すべき事項は、農業大学校と同様である。というのも、林業大学校は高等技術専門校5校のような単に職業訓練を行い、就職へ導く機関ではなく、将来の京都府の林業の中核的担い手となる高度人材を育成することが目的だからである。

単に林業に就いたことをもって教育活動が成功したわけではなく、その後、何年もかけてその組織の中で中核的担い手として活躍しているかどうかの評価のポイントである。

5.3.3 看護学校による京都府北部の看護師不足への貢献度合いについて

(1) 看護学校卒業生の進路の現状

看護学校は定員40名であるが、その卒業生の進路状況は下表の通りである。

【図表 5.3.3-1】 看護学校の卒業生の就職先の所在地

	H20	H21	H22	H23	H24	合計
京都府北部	19	16	18	16	18	87
京都府中・南部	6	12	4	10	9	41
他府県	9	8	5	7	6	35
進学	3	3	3	2	3	14
未就職	0	0	0	0	1	1
合計	37	39	30	35	37	178

府北部においては深刻な看護師不足であり、それに対応することに看護学校の存在

意義がある。看護師不足の要因はいくつか考えられるが、高齢者数の人口増加と看護師の離職率の高さが挙げられる。

(2) 京都府北部に就業する新卒看護師の 18.4%が看護学校の卒業生

看護学校は京都府北部にあり、その設置目的は、府内とりわけ府北部の看護師不足に対応することである。

まず、京都府北部における看護師数および採用予定数に対して、看護学校の卒業生がどれだけ貢献しているかを見てみる。

平成 24 年において京都府北部に就業している看護師数は 2,721 人であるが、これに対して同年に京都府北部に就職した新卒看護師数は全体で 98 名である。このうち看護学校の卒業生は 18 名となっており、その割合は 18.4% (18 名÷98 名) である。また、京都府ナースセンターの調査によると、京都府北部において平成 25 年に新規採用予定数は 246 人であった。これに対して看護学校卒業生のうち北部に就職したのが 18 名であることから、看護学校が京都府北部の看護師不足に一定程度貢献していることがわかる。

ただし、卒業生のうち京都府北部に就職しているのは直近 5 年間で 49%にとどまる。京都府中南部には京都府立医科大学の医学部看護学科の他多数の公営・民営の看護師養成機関があり、これらの機関による看護師育成が行われているのだから、看護学校については、卒業生のうち北部へ就職する者の割合を一層高めるような取り組みが期待される。

次に、京都府北部における離職者数について、見てみる。看護師のうち北部にある病院勤務者の離職率は約 7.1%であることから (京都府ナースセンター調べの離職者数・就業者数より算出。ただし、離職者数には転職者数を含む)、平成 24 年度において北部の看護師は 193 名程度離職していると推計できる (北部就業看護師 2,721 名×北部離職率 7.1%により算出)。

転職も含め、毎年多くの離職者が出ている状況を考えれば、北部に新たに就業する看護師の確保が大切なのはもちろんのこと、離職を防ぐ取り組みも同様に大切である。

(3) 京都府北部への就業者数の増加、看護学校の定員増、離職率低下への取り組み

看護学校が北部の看護師不足に一定程度貢献していることは確かだが、それでもなお看護師不足というのが現実である。そこで、次のような観点から現状の取り組みを見直して頂きたい。

1. 京都府北部への就職者数を増やす試みである。卒業生のうち、京都府北部の病院に就職する者の割合は約 50%ほどであるから、この割合を増やして、政策の効果を高める取り組みである。具体的には北部地域からの受験者を優遇する、選抜時の面接で京都府北部への就職の意向を確認するなどの措置である。

2. 定員を増やす取り組みである。北部地域は看護師不足ということであるが、民間の教育機関は臨時的な定員増減に対応しにくい。だからこそ、優秀な学生の確保に配慮しながら、看護学校が柔軟に定員数を増減させ、一時的な看護師の供給不足に対応するべきではないか。

3. 離職者数を減少させる取り組みである。看護師不足の原因には看護師の離職率の高さもある。看護学校の卒業生が職場での悩みなどを相談できるような取り組みにより、離職率が低下することも考えられる。

例えば、看護学校では、新人看護師の離職防止を図るため、同校の卒業生を対象に、認定看護師を講師に招いた研修や、スクールカウンセラーを交えた交流会を開催している。看護職場における実践的な内容をテーマにした研修や、卒業生同士が同じ新人看護師の立場で悩みを語り合う等の取り組みで、希望があれば、卒業生以外の新人看護師の参加も可能である。

北部における看護師養成拠点として、卒業生に限らず、北部勤務の看護師の離職防止に向けた取り組みを今後さらに充実させていくことが望まれる。

4. 子育て等で離職した者が復職しやすいように、知識・技術のアップデートをするような研修等を、看護学校が主体となって開催することも考えられる。

看護師を増やす取り組みと、離職者を減らす取り組みの効率性を比較しながら、看護学校のあり方を再検討していただきたい。